

# 近未来コンクリート研究会 規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は近未来コンクリート研究会（NFCA）とする。

(事 務 局)

第2条 本会の事務局は 広島県広島市中区東千田町二丁目3番26号福德ビル内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会の目的は次のとおりとする。

1. 分業化した業種間の連携を強化して、コンクリート構造物の長寿命化を図るためのネットワークを構築すること
2. 会員の自主的な経済活動を基に各会員の地域への貢献を図ること
3. 会員相互扶助の精神にもとづき会員の地位向上につとめること
4. 研究会の運営は非営利目的とすること

(事 業)

第4条 本会は、その目的達成のために次の事業を行う。

1. 関連業種間の意見交換を行い、課題を抽出する事業
2. 関連する団体でテーマごとに協議会を開催する事業
3. 会員同志の親睦を深め、協力態勢をとる為の事業
4. 各官庁・設計事務所との意見交換等を行う為の事業
5. 各団体技術者の、技術向上を図る為の事業
6. その他本会の目的を達成する為に必要な事業

(規 約)

第5条 本規約は、本会として必要な事項については理事会で協議して決定するものとする。

## 第3章 会員及び会費

(会員の資格等)

第6条 会員の資格、入会手続、入会の許可、表決権等は、次のとおりとする。

1. 資 格  
会員は、コンクリート構造物の設計、施工等に関わる業種の団体あるいは個人とする。会員の区分は、個人会員、賛助会員とする。
2. 入会手続等  
本会に入会を希望する者は、所定の入会手続により申し込む。入会の許可は理事会の決定による。

(会費)

第7条 会費は会員区分により、徴収する。  
個人会員 5千円 / 年  
団体会員 1口 5万円 / 年

#### 第4章 会 議

(会議の種類)

第8条 会議は総会、理事会、協議会の3種類とする。

(理事会の決議事項)

第9条 次の事項は理事会の議決を経なければならない。  
1. 規約の変更  
2. 事業報告及び事業計画の承認  
3. 役員の選任及び解任  
4. その他

#### 第5章 役 員 (理事)

(役員の種類)

第10条 本会に次の役員を置く。  
代表 (理事長) 1名  
監事 1名  
理事 複数名  
顧問 複数名  
事務局 複数名

(役員の選任)

第11条 理事及び監事は代表が任命する。

2017年11月29日制定